

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

VI 労働判例の動向

2 最高裁判所判例

最高裁判所判決一覧

昭和五五年七月から五六年六月末までに言渡しのあった最高裁の労働関係事件にかんする判決・決定はつぎのとおりである。

- (1)高知市教委昇給延伸事件(第一小法廷五五・七・一〇判決、棄却)
- (2)下関商業高校退職勧奨事件(第一小法廷五五・七・一〇判決、棄却)
- (3)全金プリンス自工支部脱退事件(第二小法廷五五・七・一八判決、棄却)
- (4)国鉄争議行為損害賠償事件(第二小法廷五五・七・一八判決、棄却)
- (5)あけぼのタクシー緊急命令違反事件(第一小法廷五五・九・二五決定、却下)
- (6)津山市職員退職事件(第一小法廷五五・一〇・二判決、棄却)
- (7)荻窪郵便局刑事事件(第一小法廷五五・一〇・二七決定、棄却)
- (8)沼津工業高校懲戒免職事件(第一小法廷五五・一〇・三〇判決、棄却)
- (9)日本貿易振興会死亡退職金事件(第一小法廷五五・一一・二七判決、棄却)
- (10)鹿島建設・大石塗装労災損害賠償事件(第一小法廷五五・一二・一八判決、棄却)
- (11)全通プラカード戒告事件(第三小法廷五五・一二・二三判決、破棄自判)
- (12)郵政争議行為損害賠償事件(第二小法廷五六・一・三〇判決、棄却)
- (13)名古屋市人事委員会転任処分取消請求事件(第三小法廷五六・二・二四判決、棄却)
- (14)日産自動車男女別定年事件(第三小法廷五六・三・二四判決、棄却)
- (15)国鉄尾久駅懲戒免職事件(第一小法廷五六・四・九判決、棄却)
- (16)専売公社山形工場戒告事件(第一小法廷五六・四・九判決、棄却)

- (17)前田製菓退職金請求事件(第二小法廷五六・五・一一判決、棄却)

主要判決

[全通プラカード戒告処分事件]

被上告人は、全通本所支部青年副部長として四一年五月一日、東京代々木公園でおこなわれた中央メーデーおよび同集会後の集団示威行進に参加したが、右行進に際し、約三〇分間にわたり、「アメリカのベトナム侵略に加担する佐藤内閣打倒——首切り合理化絶対反対 全通本所支部」と記載された横断幕をかかげて行進した。

上告人東京郵政局長は、被上告人の右行為は人事規則一四一七の五項四号、六項一三号に該当し国家公務員法一〇二条一項に違反するとし被上告人にたいし同法八二条一号および三号に該当するものとして、同年十一月二二日付で戒告の懲戒処分をした。

これにたいし、一審(東京地判昭四六・一一・一)、二審(東京高判昭四八・九・一九)ともに、法一〇二条一項、規則五項四号、六項一三号の規定は被上告人の本件行為に適用される限度で憲法二一条に違反するから、右規定を適用してなされた本件戒告処分は違法・無効とした。しかし、本判決は二(伊藤、寺田裁判官)対一(環裁判官)をもって、本件懲戒処分を適法・有効と判示した。

この訴訟では、一律に公務員の政治活動を制限している国公法等の規定が憲法二一条(表現の自由)に違反するかどうか大きな争点になり、一・二審がともに違憲の判断をしているだけに注目された。最高裁は、郵便局員が特定候補者の選挙ポスターを掲示したかどで国公法一一〇条の罪

に問われた猿払(刑事)事件で四九年一月、合憲の判断をしている。今回の事件で、最高裁は右判決の判断を採用、二審を破棄し、民事事件においても右の判断が適用されることを明らかにした。全通労組員の右行為については「特定の内閣に反対する政治的文書を掲示したもの」と認め、処分は、懲戒権の乱用には当たらず、取り消すべき違法性はないとした。

しかし、反対意見の環裁判官は、公務員の政治活動について「合理的で必要やむをえない場合のみ、政治活動の禁止が憲法上許される」としたうえ、プラカードは労働者の祭典という年中行事であり、「政治的目的」とは解せられないとして、本件懲戒処分は取り消しを免れないと述べた。

【判決要旨】

法一〇二条一項、規則五項四号、六項一三号の規定の違背を理由として法八二条の規定により懲戒処分を行うことが憲法二一条に違反するものでないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和四四年(あ)第一五〇一号同四九年一月六日大法廷判決)の趣旨に徴して明らかであるから、原判決は憲法二一条の解釈適用を誤ったものというべきである。そして、右違法が判決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は、その余の点につき判断するまでもなく、破棄を免れない。

そこで、進んで、本訴請求の当否について判断するに、被上告人はメーデーにおける集団示威行進に際し約三〇分間にわたり、「アメリカのベトナム侵略に加担する佐藤内閣打倒」と記載された横断幕を掲げて行進したということであるから、被上告人の右行為は特定の内閣に反対する政治的目的を有する文書を掲示したものとして規則五項四号、六項一三号に該当し法一〇二条一項に違反するものと解するのが相当である。

したがって、被上告人の本件行為は、法八二条一号及び三号の懲戒事由に該当するというべきであるが、上告人が職員につき懲戒事由があると認める場合にいかなる処分を選択すべきかについては上告人の裁量に任されているものと解されるどころ、一方において被上告人の行為が前記のとおりのものであり、他方において上告人の選択した被上告人に対する処分が懲戒処分として最も軽い戒告処分であることを考えると、仮に被上告人が主張するように他に被上告人と同様の行為をしながら処分を受けない者がいたとしても、右処分をもって社会通念に照らし合理性を欠き懲戒権の濫用にあたるものということとはできない。してみれば、被上告人の本件行為を理由としてされた本件戒告処分にはこれを取り消すべき違法はなく、同処分の取消を求める被上告人の請求は失当として棄却すべきものであり、これを認容した第一審判決は取消を免れない。

環裁判官の反対意見一被上告人の本件行為の社会的実体は、昭和四一年のメーデーにおける示威行進に一労働組合員として参加したことにほかならない。本件横断幕は行進の趣意をあらわす標識であり、その掲出行為は本件行進を示威行進たらしめる要素として行進そのものに包摂される行為というべきである。そして本件行進に接する一般国民は右掲出の結果としてそれがメーデーの一行事であることを容易に理解したものと考えられる。当時すでにわが国においても、メーデーが年中行事として世界的に広く行われる労働者の祭典であり、私企業労働者のみならず公務員その他の公共事業の労働者等が参加して、労働者の団結と連帯を誇示する行事であることの認識は国民の間に広く行きわたっており、たとえそこに何ほどかの政治的色彩が認められるとしても、公務員の労働組合等がこれに参加することによって、国民に、行政の中立性が損われるとの危慮の念を起させるようなものでなかったし、このような立場から右行事を

論ずることが一般であったような事実もなかったことは公知の事実というべきである。また、本件横断幕に記載された文言も右メーデーにおけるスローガンの一つであると認められ、被上告人ないしその属する一群の行進者が、特にメーデーの行進を利用して当時の佐藤内閣の打倒を国民に訴えるべく一般の参加者とは特異の行動をしたものであるとも認められない。そうすると、右横断幕の文言の故にその行進が政治的目的をもつものと解することができないものではないとしても、横断幕の掲出そのものに特に一個の政治的行為としての法的意義を認めようとするのは、右にのべたメーデーにおける行進の実体にそぐわない無理な解釈というほかはない。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
